

第 1 0 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 4 月 1 9 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第10回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月19日（金）午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（9人）・出席推進委員（7名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（1人）

8番 五十嵐 朱美

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

第4 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第30号 農用地買入協議に係る要請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は8番 五十嵐委員より欠席の届出があり、9名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。 それでは、第10回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第24号の農地法第3条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。 次に、議案第25号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、総会翌日の2月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。 次に、議案第26号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)については、町長に対し異議がない旨報告し、今月、県に認可される予定となっております。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、4番 永山委員、5番 渡辺委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第10回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

議長	日程第 3 報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、今後当該農地を後継者へ再転貸するための解約です。 2 号は、賃貸人、賃借人の双方が合意解約し、本日の議案第 27 号で提案しますが、両者で所有権移転するものです。 3 号は相対での契約を合意解約し、本日の議案第 27 号で提案しますが、両者で所有権移転するものです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 9 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、これまで相対で賃貸借をしていましたが、この度正式に所有権移転するものです。 2 号案件は、これまで中間管理事業を通して契約をしていましたが、この度合意解約し、所有権移転するものです。 3 号案件は、過去に相対で金銭のやり取りを行い、売買をしていましたが、この度正式に所有権移転することとなった案件です。 4 号案件・5 号案件は、これまで相対で耕作をしていましたが、この度所有権移転するものです。 6 号案件は、譲受人は農業法人を営んでおり、同法人は申請地の両隣を既に耕作しており、より効率的に営農できるよう、個

	人で当該申請地を取得し、今後は譲受人が経営する農業法人へ貸付する予定です。 7号案件は、これまで相対で耕作していましたが、譲渡人は県外在住ということもあり、農地を処分したいとのことから、当該申請地に隣接する農地を所有している譲受人へと所有権移転するものです。譲受人は、今後、申請地で大根・白菜を栽培予定とのことです。 8号案件の申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、効率的営農をするため無償で所有権移転するものです。 9号案件の申請地は、これまで相対で譲受人が家庭菜園として耕作しておりましたが、この度所有権移転するものです。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人には4月16日電話にて、譲受人には同日16日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には4月16日に訪問にて申

	請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人には、申請時に議案書に記載の内容について確認済みであることを報告いたします。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	3 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人には 4 月 11 日に電話にて、譲受人には同日 11 日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には4月14日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人には、申請時に議案書に記載の内容について確認済みであることを報告いたします。
議長	質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には4月14日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人には、申請時に議案書に記載の内容について確認済みであることを報告いたします。
議長	質疑に入ります。5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、5号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2番 鈴木委員	6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には4月12日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人には、申請時に議案書に記載の内容について確認済みであることを報告いたします。
議長	質疑に入ります。6号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6号案件

	について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、6号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2番 鈴木委員	7号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には4月16日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲渡人には、申請時に議案書に記載の内容について確認済みであることを報告いたします。
議長	質疑に入ります。7号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、7案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	8号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	8号案件について調査の結果を報告します。譲渡人には4月13日に電話にて、譲受人には同日13日に電話にて申請地、面積、

	対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。8 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。8 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、8 案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	9 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
9 番 五十嵐委員	9 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に 4 月 15 日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。9 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。9 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、9 案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ

議長	いて」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読) 1号案件から3号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1号案件は、譲受人は医療部品製造業を営んでおり、既存駐車場に工場を新設することに伴い、隣接している申請地を駐車場として転用するものです。 申請地は用途地域の準工業地域であり、第3種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は申請地東側水路へ排水することとしており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 2号案件は、譲受人は不動産業を営んでおり、学校・商店街・駅・町施設に近い申請地を宅地分譲用地として転用するものです。 申請地は概ね300m以内に駅が存在する公共施設至近距離区域内農地であり、第3種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 3号案件は、譲受人は相続により申請地に隣接する住宅を取得し、管理することとなりましたが、そこには駐車場がないため、隣接する申請地を駐車場として転用するものです。 申請地は住宅・事業の用に供する施設が連たんしている第3種農地に該当すると考えられます。

	一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。4月9日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人には4月9日訪問にて、譲受人には4月12日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	2号案件について調査の結果を報告します。4月10日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人は高齢で施設に入居しているため確認が取れませんでした。譲受人には4月10日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。
議長	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	3号案件について調査の結果を報告します。4月12日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人には4月16日に訪問にて、譲受人には4月15日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。
議長	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第29号「会津坂下町農用地利用集積計画について」 を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

	(事務局朗読)
議長	まず、所有権移転について事務局に説明を求めます。
事務局	所有権移転の本案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、4月8日に農用地利用調整会議を開催しました。 1号案件は、広瀬地区の田3,062㎡を10a当たり600,000円で公社が買い入れるものです。 今後当該農地は、広瀬地区の認定農業者へ売り渡す予定となっております。 2号案件は、川西地区の田8,919㎡を10a当たり650,000円で公社が買い入れるものです。 今後当該農地は、川西地区の認定農業者2名へ売り渡す予定となっております。
議長	所有権移転の1号案件から2号案件については、農用地利用調整会議を行っておりますので、それぞれ担当委員より報告を求めます。 まず、1号案件についての報告をお願いします。
広瀬地区 橋本推進委員	1号案件について調整の結果を報告します。4月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件については、原案のと

	おり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	2号案件についての報告をお願いします。
2番 鈴木委員	2号案件について調整の結果を報告します。4月8日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	次に利用権設定1号案件から33号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1号は公社が金上地区の田27,955㎡を借入れ、2号は公社が金上地区の田16,305㎡を借入れ、3号は公社が金上地区の田16,571㎡、畑1,150㎡を借入れ、1号から3号を併せて4号の金上地区の認定農業者へ集積します。 5号は公社が若宮地区の田4,836㎡を借入れ、6号は公社が高寺地区の田2,753㎡を借入れ、5号6号を併せて7号の高寺地区の認定農業者へ集積します。 8号は公社が若宮地区の田2,965㎡を借入れ、9号の若宮地区の認定農業者へ集積します。

	10 号は公社が若宮地区の田 5,783 m²を借入れ、11 号は公社が若宮地区の田 16,906 m²を借入れ、12 号は公社が若宮地区の田 2,920 m²を借入れ、10 号から 12 号を併せて 13 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 14 号は公社が若宮地区の田 39,407 m²を借入れ、15 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 16 号は公社が金上地区の田 13,955 m²を借入れ、17 号の金上地区の認定農業者へ集積します。 18 号は公社が川西地区の田 4,487 m²を借入れ、19 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 20 号は公社が若宮地区の田 7,090 m²を借入れ、21 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。 22 号は公社が高寺地区の田 12,216 m²を借入れ、23 号は公社が高寺に地区の田 3,838 m²を借入れ、24 号は公社が高寺地区の田 3,965 m²を借入れ、25 号は公社が高寺地区の田 4,215 m²を借入れ、26 号は公社が高寺地区の田 7,350 m²を借入れ、27 号は公社が高寺地区の田 4,513 m²を借入れ、28 号は公社が高寺地区の田 16,745 m²を借入れ、22 号から 28 号を併せて 29 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。 30 号は公社が高寺地区の田 5,894 m²を借入れ、31 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。 32 号は公社が若宮地区の畑 2,542 m²を借入れ、33 号の坂下地区の認定新規就農者へ集積します。 当該農地では、みしらず柿の栽培をします。以上です。
議長	1 号案件から 4 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	1 号案件から 4 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 16 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1 号案件から 4 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件から4号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件から4号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	5号案件から7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	5号案件から7号案件について調査の結果を報告します。5号案件の貸手は町外のため事務局に確認を依頼し、6号案件の貸手については4月12日に電話にて、7号案件の借手には4月11日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	5号案件の貸手については、申請の際に申請地、設定期間、賃借料について確認済みです。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 5番 渡辺委員の退場を命じます。 (渡辺委員 退場)
議長	質疑に入ります。5号案件から7号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件から7号案件について、賛成する委員の挙手を求めま

	す。 《挙手全員》 挙手全員であります。よって、5号案件から7号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 5番 渡辺委員の入場を認めます。 (渡辺委員 入場)
議長	8号案件から9号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	8号案件から9号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に4月14日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。8号案件から9号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 8号案件から9号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、8号案件から9号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	10号案件から13号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

若宮地区 山内推進委員	10 号案件から 13 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 14 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。10 号案件から 13 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
10 番二瓶委員	13 号案件の借手は 9 号案件と同じですが、9 号案件の設定農地面積分が増えていないのはなぜですか。
事務局	議案書作成時は 9 号案件が可決前なので、13 号案件の設定前耕作面積には含まれていません。
10 番二瓶委員	わかりました。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 10 号案件から 13 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、10 号案件から 13 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	14 号案件から 15 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	14 号案件から 15 号案件について調査の結果を報告します。貸手には 4 月 13 日に訪問にて、借手には 4 月 14 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。14 号案件から 15 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 14 号案件から 15 号案件について、賛成する委員の挙手を求め ます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、14 号案件から 15 号案件につい ては、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見 を付すことに決しました。
議長	16 号案件から 17 号案件について、担当委員の調査報告を求め ます。
金上地区 齋藤推進委員	16 号案件から 17 号案件について調査の結果を報告します。貸 手・借手共に 4 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃 借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違い ありませんでした。
議長	質疑に入ります。16 号案件から 17 号案件についてご質問、ご 意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 16 号案件から 17 号案件について、賛成する委員の挙手を求め ます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、16 号案件から 17 号案件につい ては、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見 を付すことに決しました。
議長	18 号案件から 19 号案件について、担当委員の調査報告を求め

川西地区 齋藤推進委員	ます。 18 号案件から 19 号案件について調査の結果を報告します。貸手には 4 月 14 日に訪問にて、借手には 4 月 12 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。18 号案件から 19 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 18 号案件から 19 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、18 号案件から 19 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	20 号案件から 21 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	20 号案件から 21 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 4 月 13 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。20 号案件から 21 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

	20 号案件から 21 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、20 号案件から 21 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	22 号案件から 29 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡辺委員	22 号案件から 29 号案件について調査の結果を報告します。22 号案件から 24 号案件の貸手には 4 月 14 日に訪問にて 25 号案件の貸手は町外のため事務局に確認を依頼し、26 号案件から 28 号案件の貸手・29 号案件の借手には同日 14 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	25 号の貸手については、申請の際に申請地、設定期間、賃借料について確認済みです。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。 (藤川推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。22 号案件から 29 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 22 号案件から 29 号案件について、賛成する委員の挙手を求め

	ます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、22 号案件から 29 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	30 号案件から 31 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡辺委員	30 号案件から 31 号案件について調査の結果を報告します。貸手には 4 月 11 日に家族へ電話にて、借手には同日 14 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。30 号案件から 31 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 30 号案件から 31 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、30 号案件から 31 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 (藤川推進委員 入場)
議長	32 号案件から 33 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

若宮地区 山内推進委員	32 号案件から 33 号案件について調査の結果を報告します。貸手は連絡がつかなかったため事務局に確認を依頼し、借手には 4 月 15 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	32 号案件の貸手については、申請の際に申請地、設定期間、賃借料について確認済みです。
議長	質疑に入ります。32 号案件から 33 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 32 号案件から 33 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、32 号案件から 33 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	議案第 30 号「農用地買入協議にかかる要請について」 を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (事務局朗読)
事務局	本案件は、去る 4 月 8 日に農用地利用調整会議を開催しましたが、申出人の希望価格と農業委員会のあっせん価格の不一致により、調整が整わなかった案件の内容です。しかしながら当該農地は、基盤整備も終了している農振農用地であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者に集積すべき農地であることから、公社による買い入れが特に必要と認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議

議長	の要請を会津坂下町長に行うものです。 質疑採決に入ります。本案件について、ご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、本案件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 10 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年4月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員